



【議事の経過】

(開議 9時57分)

牛尾委員長 | 第7回議会改革推進特別委員会を開会する。

**議題1 行政視察レポートについて（大津市議会オンライン行政視察）**

牛尾委員長 | 作成についてお二人には大変お世話になった。このレポートをもって30日の全員協議会で報告することになるが、大変よいものになっている。委員からご意見があれば何う。

( 「なし」という声あり )

ではこのレポートをもって30日の午後からの開催予定の全員協議会で、私は不在であるので、西田副委員長に説明していただくことでよろしく願います。

**議題2 浜田市議会 BCP について**

牛尾委員長 | 皆の意見を聞きつつ1ページごとに処理していきたい。進め方についてほかに提案があれば。

( 「なし」という声あり )

では1ページごとに進める。

1ページ目、大津市と倉敷市の二つが紹介されている。大津市は何度も庁舎を閉鎖した事例があるため、詳しく書かれているが、倉敷市の記載は簡素である。浜田市はどのやり方でいくか。入り口論なので意見をいただきたい。

下間書記 | 1ページ目は目次である。1から7は大抵の市議会が設けている事項なので、素案をつくって提示している。8以降は今後の議論になろうかと思うが、BCP作成に当たり、自然災害の対応と感染症の対応は議会によって違いがあり、そもそも感染症の場合は参集することが好ましくない。自然災害の場合は建物の破損などで参集もできないかもしれないが、ほかの場所ではできるのではといった議論もあろうかと思う。

倉敷市は感染症についてあまり記載されてなかった印象がある。大津市は何度も改訂を加えており、最初はなかったが感染症時の業務継続体制や活動基準を設けている。

今からつくるのであれば自然災害と感染症とを分けて浜田市もつくったほうがよいといった議論もあろうかと思う。今つくっている案について文言修正や、考え方の追加などについて意見をいただきたい。枠内の赤字部分について委員からご意見を伺って追記や修正などをしたい。

小川委員 | ②に書かれている豪雨災害にさらに加えるかだと思ふ。明治時代の地震などの事例にも触れたほうがよい。

牛尾委員長 | 明治5年の浜田地震から150年で、そろそろあってもおかしくないと言われている。マグニチュード7以上の地震がいつ来てもおかしくない

田畑委員

状況にあるという文章を入れたほうがよいかもしれない。

浜田市議会としてBCPを作成する上で、浜田市がつくっている地震関係、感染症関係、自然災害関係、その3本立てでつくったほうがやりやすいのでは。県はそのようにしている。

牛尾委員長

島根県の対岸からの脅威について1行でも入れたほうがよいのではないかという個人的希望を持っている。3本柱は当たり前なので、できれば対岸の脅威を入れたい。国民保護法には書いてある。市のBCPに対岸の脅威を書くのが適当かどうかもあるが。

足立委員

やはり3本柱で挑みたい。委員長が言われるように自然災害がそろそろ来るといって危機感を持っておかないと、議会としてのあり方、存在意義も問われてくるので、ぜひ願います。

佐々木委員

②の部分で、古くは明治5年のような大災害もあったという表現を入れると、BCP作成の必要性がアピールできるのではないか。

下間書記

先ほどから言われている3本柱というのは、必要性及び目的のところにを入れるのか。それと、3本柱というのは自然災害と地震と感染症と言われたが、その後に議論してもらった必要があるところで、感染症の際の対応と、自然災害と地震は同じなのではないかと思っている。地震・風水害等に係る業務継続というときの議会对応と、感染症のときの議会对応とで、大きく二つかと思うのだが。

牛尾委員長

対岸の脅威は。

下間書記

それをどちらに入れるのか。

牛尾委員長

どちらにも入らないので、その他の脅威として、長い海岸を抱えておりテロ行為等も想像されるということで、記載するとテロ時の対応をどうするかということで難しい。

下間書記

それは8ページの想定する災害のところに、一応その他で入れてある。大規模火災、爆発、その他重大な災害や多数の死傷者を伴う重大な事故、地域に有害物質・放射線物質等が大量に流出、大規模なテロなどで大きな被害が発生した場合またはその恐れのあるとき。

西田副委員長

想定される災害に入れてあるので、2ページ中段部分は、「本市においては」の後に「明治5年の浜田沖大地震」と一言入れ、あとは豪雨災害。文言はその程度にしておけばよいかと。あとは想定される災害の中で具体的に出てくるので。

牛尾委員長

副委員長の提案は「また本市においては明治5年に大地震を経験しており」といった文言を入れて、後に続けたほうがよいということか。58年災害、63年災害などの具体例は入れなくてもよいか。

( 「異議なし」という声あり )

ではそれを入れるだけでこの文章についてはよしとする。

次のページに移る。

下間書記

今は二つの規程がある。もともと災害対策支援本部の規程があり、昨今のコロナ関係で急遽、令和2年に新型コロナウイルス対策支援本部の

規程をつくった。大きな違いは本部員の人数である。災害時は議会運営委員会メンバーに本部員になってもらっていた。現状だと10人。しかし新型コロナウイルスに関しては参集を控えたほうがよい状況の中で10人が集まるのはどうなのかと議長団と事務局で議論した結果、各会派から1名ずつ出してもらった構成にした。今後そのように、災害対策支援本部のときは今までどおり議会運営委員会メンバー、新型コロナウイルス対策支援本部のときは会派代表者1名ずつとするのか、それとも、この際、議員数も22名に減っているのでは会派代表者に出てもらっていろいろな支援対策について協議することにしてもよいのか。一本化するか今までどおり二つの規程を使い分けるかを議論していただきたい。

牛尾委員長

災害時はなるべく参集人数が少ないほうが便利だと思うが、どうだろうか。正副議長と会派代表者のほうが合理的ではあるが。

下間書記

会派代表者に来ていただくと、会派全員に伝達してもらわねばならない。議会運営委員会なら一つの会派から複数名出ているので、情報伝達を手分けできる。本部員が情報を下ろす負担は違ってくるかと思う。

牛尾委員長

今はSNSなどを使って会派内で情報を一斉共有しているから、それほど負担ではないと思っている。どちらも会派代表でやるということでまとめさせてもらってもよいか。

(「異議なし」という声あり)

ではそのようにまとめるのでよろしく願います。

下間書記

そうすると今まで浜田市議会災害対策支援本部と浜田市議会新型コロナウイルス対策支援本部という二つの名称があったが、例えば「等」でくくり、浜田市議会災害等対策支援本部ということで今後つくっていったらよろしいか。

牛尾委員長

それで願います。

下間書記

(1)、(2)に分けて役割をつくったが、これは他市事例を参考にしながらのオリジナルなので、文言的に修正点があれば意見が欲しい。専決処分について先日もご意見があったので、専決という言葉(1)に入れた方がよいのかは少し気になっている。

牛尾委員長

どこか専決について、1行、2行入れるとするか。

下間書記

ただ、専決をするなどは言えない。

西田副委員長

浜田市議会の専決については、基本的にはしない方向で議会改革でも決めていたが、執行部からは、どうしても専決にさせてほしい案件が幾つかあると言われた。4項目くらいあったかと記憶している。

牛尾委員長

それについては専決を認めると約束している。

下間書記

条例を配信する。記載の3から6が通年会期によって追加した部分である。

牛尾委員長

その部分はやむを得ないと理解している。文章はこのままでよろしいか。

(「よい」という声あり。)

牛尾委員長  
下間書記

それでは、このページのほかの部分よろしいか。

4 ページも関連している。うちの支援本部は市が対策本部を設置した場合に設置できる規定になっている。4 ページ上段、赤字部分の②の部分である。現在は市の対策本部が設置された場合にだけ、議会の支援本部が設置できることになっている。これも引き続き同じでよいか。

議会側が必要なときに支援本部を立ち上げることができるように規定しておくか、あくまでも市が対策本部を設置した場合にだけ市議会も支援本部を設置できるようにするかということについて意見をいただきたい。

牛尾委員長  
下間書記

大津市はどうなっているか。

大津市は市が対策本部設置した後に設置できるとある。市が設置した後としている事例が多い。

牛尾委員長

当局が設置する前に議会が先に設置するのはなかなか難しい。ただ、市に全てお任せでは議会の独自性はどうなるのかということになる。正副議長はどちらのメンバーにもなるのだろうが、市が立ち上げると同時に議会も立ち上げるとことにしないとまずいのではないか。皆の意見を聞きたい。

佐々木委員

議会が独自に立ち上げる基準が難しい。市は災害規模によって立ち上げるが議会は何をもって立ち上げるのか。やはり市の立ち上げと同時にするのがやりやすい。内容は市とは別に議会は議会で検討すればよいので。

牛尾委員長  
西田副委員長

大津市と同じように、市の立ち上げの後ということか。ほかには。

市の災害対策本部が設置された場合にだけとなっているが、ほかに議会として市より優先するような災害はあるのか。議会から先に来るようなことがあるのか、考えてみるがやはりないのでは。

下間書記

目的などを検討していくときに、コロナの対策支援本部のときに市民からの意見を議員が聞いて要望を市に伝えたことがあるが、あのときのように市が対策本部を設置するしないにかかわらず、市民の声を伝えるために支援本部を立ち上げるといってもあり得るのかと。要望などを市にしようとするときに。そういうことを今後もやろうとするのであれば、③の倉敷市のように、議長が必要と認めるときに設置できることにするのもありかと思った。

倉敷市はBCPが対象とする災害が発生した場合、また発生が予想され議長が必要と認めるときに設置できることにしている。基本的には市の本部が立ち上がったときにつくるが、議長が必要とする場合は議会独自に立ち上げることができることもできる。

西田副委員長

そうすると市の対策本部が設置された場合にだけというより、議長の判断で認めることができるなら②と③はイコールだと思う。

田畑委員

倉敷市の場合は言葉上、議長が必要と認めるときと書いてあるのだと思う。そうしないと、浜田市で災害対策本部が立ち上がっていないのに議

会だけが立ち上げてどうするのかという話になったとき、予算も何も無い、ただ集まるだけ、災害状況を確認するくらいしかないような気がする。感染症の場合には、また別かもしれないが災害時を考えると、議会が必要と認める場合とあっても言葉上で邪魔にならないだけという変な感じがする。

牛尾委員長

言われるとおりに僕は予算を持ってないので、立ち上げるのは簡単だが何かをやるわけにはいかない。ただ今回のコロナの事例を考えると、執行部が集めた情報よりも議員各人が集めた情報のほうが、ボリュームがあり、それを議会としてまとめて申し入れして対応に反映されたので、文言として置いていても邪魔にはならない。

下間書記

もう一つ、今は通年会期制で議会の招集権は議長に移ったのか。

牛尾委員長

改選後に1回市長が招集すればよいことになった。

なるべく議長の権限を重くする流れではある。議長の存在価値を上げるとは議会の存在価値を上げることにつながる。議長が必要と認めるとき、と一言あれば、それはそれで何かの役に立つかもしれない。

下間書記

言葉の整理は後でやるが、対策本部が設置された場合、または議長が必要と認める場合に設置できることとする、といったイメージかと思う。

今ある要領がその下の黒字部分なのだが、議長は地震や水害などの災害により対策本部が設置された場合、これに協力するため支援本部を設置することができるとしている。協力するために設置するものとなっている。ここもこれからの議論になろうかと思うが、協力するためにだけ支援本部を設置するという目的なので、どうなのかと気になっている。災害等の対策要領を一本化して作り直すので、そのときにご意見をいただきたい。

牛尾委員長

この表記だと下請けのようだ。執行部が立ち上げると同時に議会は議会で独自に組織を立ち上げるというニュアンスなのだから、もう少しわかりやすい表現がよいかもしれない。

下間書記

もともと災害のときにどうするかということで作り出したものだったので、議事や議決機関としての役割などは想定してないときの規程なので、災害が発生したときに執行部に協力して議会としてできることをすることを重視している。これは今の流れに合わせて修正が必要かと思う。

牛尾委員長

今議論しようか。次にするか。

下間書記

はい。

牛尾委員長

では今の件は次回にチェックするので覚えておいてほしい。次に議長の役割。先ほどの文言をここに入れる形にするのか。

下間書記

記載があるほうがよいか、なくてもよいかも議論していただきたい。大津市には議長の役割については項目がない。ただ先ほどの視察レポートにもあったように、指揮命令系統をはっきりするなら議長の役割は、しっかりうたっておいたほうがよいかと思った。

牛尾委員長	<p>議会は議長がトップなので議長の位置づけは対外的にも明確にしておくべき。皆はどう思うか。</p>
田畑委員	<p>議会としてBCPをつくるので、議会となれば当然議長の役割が出てくる。浜田市議会は各会派代表者が集まって中心的役割をさせていただくという考えだと思う。誰がトップを担うのか、どういう組織図でいくかおおむね定めておかないと。議会のトップで議長がおられるのはよいが、各会派代表の方々とどう調整していくのか、上から下がっていく形でないと具合が悪い気がするのだが。</p>
牛尾委員長	<p>正副議長のもとに各会派代表が集まったとき、そのメンバーとどうやるか。組織図をつくっておかないと難しいだろう。例えば議長がいて、副議長もいて、各会派代表が5人いる。例えば議長に本部の仕事があるなら副議長が仕切るなど、組織図も仮につくっておいたほうがよいと。</p>
西田副委員長	<p>今は組織図がある程度示されているが、例えば議長の役割としては、議会の支援本部を設置し、議長団を含め、各会派代表議員を通じ全議員へ情報伝達・収集をすみやかにいき、収集する役割など、もしつけ加えるならそういう内容か。</p>
牛尾委員長	<p>9ページに素案がある。</p>
田畑委員	<p>この組織図でいくと正副議長は市の災害対策本部に招集されることになっている。すると議会は会派代表者の中でもトップを決めておかないといけないのでは。</p>
下間書記	<p>市の対策本部が設置されたら正副議長はそこに参加して会議の内容を一緒に聞きはするが、本部員として招集されているわけではない。会議の内容を把握し、議員に情報共有もしなければならぬという立場で参加されている。現状は、市の本部に出席したらそこでの内容をメールなどで全議員に随時報告している。それとは別に議会の支援本部会議などを立ち上げて会議している。それが同時に立ち上がったときに誰もいないということか。支援本部会議の会議自体は本部会議と時間をずらして開催することになると思うが。</p>
牛尾委員長	<p>本部会議が立ち上がったときに正副議長はそちらに拘束されるのではというイメージを持っていた。委員もそれぞれのイメージを持っていた。今の話によると、本部会議に招集されるわけではないが同席して情報を持ち帰り、議員に共有し、支援本部を立ち上げるところからスタートするわけだからそれは問題ないと思うが、そうならない場合もあるかもしれないので、正副議長以外の会派代表者の中であらかじめ会議の進行役などを決め、議長団の補佐とするのがよいかと思う。仮定の中で協議しているので難しいが、どうだろうか。</p>
西田副委員長	<p>6年くらい前に波佐で被害の大きな水害があり、早朝から対策本部が市に設置された。2時間に1回本部会議が開かれ、市に集まる情報が共有された。情報は随時市に来る。そのときの議長の役割は対策本部に顔を出し、皆のやりとりを聞くだけで、事務局と相談しながらその情報を</p>

議員に流す程度だった。市には現場の情報が早く入る。議会が市より先に動くことはできない。市には情報が随時入っている。状況に合わせてどう対策するか決断する流れは市のほうが早い。議員の安否確認や市議会の情報を集めるということならできるが、議会独自の動きはやりづらい。対応を考えている間に市は進めている。議員が集める情報で何かできるならまだ議会独自の行動もできるが、市と並行して議会が動くのは難しい。風水害の場合は特に。当時議長だった自分の経験を振り返るが、議会がやれることがあるのだろうかと思う。

牛尾委員長

自衛隊もメンバーに入っているからすぐ来る。東日本大震災時も消防が一番早く、その日のうちに1台現地へ向けて出発した。議会の募金活動は大分たってからの話になった。今まではそうだったが何かつくってほしいほうがよい気がする。情報は市のほうが圧倒的に早い。その中で我々に何ができるか。しかし、せつかく支援本部の組織図をつくるなら会派代表者で責任者をつくってもよいかと。年に1回は防災訓練をするように話をしているから、その際は正副議長がいる中で会派代表者が例えば現場の責任者をするなど、シミュレーションをしながら防災訓練しておかないと、いざというときに生かせない。組織図はもうできているので、その中でも会派代表者の中でも代表者をつくる。

下間書記

9ページの(1)構成で、議会の支援本部は本部長、副本部長、本部員をもって構成するとしている。本部長は議長をもって充て、議会支援本部の事務を統括。副本部長は副議長をもって充て、本部長を補佐し本部長に事故があるときはその職務を代理する。3番目が本部員は各会派代表者をもって充て、本部長、副本部長を補佐するとともに議会支援本部の事務に従事する。現在はこの三つである。

そこで各会派代表者の中でまたどなたかを決めてと言われたが、その方の役割を明記しなければいけなくなると思う。今のご意見を踏まえると、正副議長の両方が欠けたときにその会派代表者の例えば年長者がその役割を果たすということなら書きやすいと思うが、それ以外の役割を何かつくるのであれば、そこは文言整理をしていただけたらと思う。

牛尾委員長

例えば中国市議会議長会には正副議長が行く。何かあったときに誰がどうするか。そういうニュアンスで書いたらどうだろう。

下間書記

正副議長が両方欠けたときに、その役割を年長の会派代表者が行うということは書けると思う。何かそれ以外の役割をつくるのであれば言葉が欲しい。

牛尾委員長

書記の言葉を借りて、正副議長を欠くときは各会派代表者の年長者をもって本部長の役目をするといった文言ならよいかどうか。

佐々木委員

5ページの議長の役割の(2)「支援本部において、議長に事故があるときは、副議長が、副議長に事故があるときは、議長が別に定める者」と明記してあるが、ここに何か表現を入れるのか。

それとも9ページの構成部分に入れるか。統一性がないといけない。

今は議長の役割について議論しているが、(1)の「議会支援本部を設置し、災害対応に係る業務を統括する」というように具体的なことを明記するのではなく、大まかな表現がよいのではないかと思う。(2)については市の対策会議が並行して行われる場合もあるかもしれないので、ここには、「議長に事故がある」とあるが、「事故または出席できない場合、どうしても会議に出られない場合、あるいは副議長も出られない場合」とするか、「議長が別に定める」という表現なのか、または「会派代表者の年長者、最大会派から選出する」だとかにしないと、「議長が別に定める」のも難しいと思うので具体的な表現が欲しい。ここはここで整理したほうがよいと思う。

牛尾委員長

正副議長が出張中の場合もある。事故に限らず。しかしそういうケースは想定しにくい。誰が代理をするかここで明確にしておけばわかりやすい。それが次の組織図の、会派代表者の中の年長議員といった言い方のほうが、整合性が取れるかもしれない。どうだろうか。

下間書記

そのようなことであれば、そのような表現をつくってみる。

牛尾委員長

続いて、6ページの議員の役割について、実際に災害が起きれば各議員はそれぞれの地域のリーダーとしていろいろなことをする以外にないだろう。このページは以上でよいか。

西田副委員長

議員の役割はここに書いてある内容で大体よい気がするが、感染症対策については、現実的には議会内で感染症が発生すれば、それなりの情報は入るが、それ以外は入らない。感染症というと内輪での感染になると思う。感染した人数により対応が異なるだろうし、当然、議会を開催する、開催しないも考え方がそれによって変わるだろう。どういう状況を想定すればよいか。

牛尾委員長

感染したが自宅待機ならオンラインの委員会なら出られるだろう。オンラインはどの範囲まで開催できるのだったか。

下間書記

オンラインでの委員会が開催できる条例改正を提案できるよう、事務局で準備している最中である。可能なら6月定例会議で提案できればよいと思っている。こうした支援本部会議は委員会条例などに明記した会議ではないので、今でもオンラインで開催できるものと位置づけている。

牛尾委員長

そこまで書き込まなくてもよいだろうか。

下間書記

どこの市も災害対策は議員の役割で地域の協力支援を行うなど、議員個人が地域の災害の協力支援を行うと書かれているのだが、感染症についてはあまり書かれていない。その割に、BCPには感染症について議会としてどう対応していくかを載せている。

牛尾委員長

それは時間が必要かもしれない。

下間書記

はい。もう少し他市等を研究してみたい。

牛尾委員長

では、もう少し時間をかけてやるということで。

小川委員

資料の朱書きの②の「議員は自らの安全安心を確保」とある。これを項目として立てるのか。前文に入れたほうがよいと思う。おそらく大津

- 市にはそういうことが記載されていたように思う。そこをきちんとしないと、議会の機能の中心となる議員やその家族が被災することもある。まず安全確保をやった上で、議会の仕事に携わる状態になると思う。したがって、何らかの形でまずみずからの安心安全を確保するということをした上で、災害時にあってのさまざまな役割が果たせることになると思うので、何らかの形でそれを入れたほうがよいと思った。
- 牛尾委員長 非代替性も書いている。議員は災害時にあっては、「まず自らの」、といった文言を入れてつくったほうがよいのだろうか。まず自分の安全を確保した上でということを入れたほうがよいのかもしれない。
- 下間書記 それは感染症の場合においても、議員が感染しないようにするということにもつながると思うので、1 から 5 の項目にも入れてよいかもしれないし、前文に入れるような形でもよいかと思う。まずは災害時の議員の安全安心確保と、感染症の場合は感染しないような対策を取るとは前提にあるかもしれない。
- 牛尾委員長 6 ページまでが切りがよいので。今日はこの議題はここまでとする。

### 議題3 委員会代表質問について

- 牛尾委員長 皆の意見が一番出るのは7番かなと。できればこの件は今日まとめさせてもらい、会派に持ち帰って協議して、また持ち寄ってもらいたいのだが。文言についていかがか。まず実施の時期については一般質問前にやる、順番は常任委員会ごとにやる。これは問題ないと思うのだが。よろしいか。
- ( 「はい」という声あり )
- では質問の内容。これもすでに議論しているので問題ないと思うが、これでよろしいか。
- ( 「はい」という声あり )
- 対象委員会について皆から意見があれば。今は一応三つの常任委員会だけになっているが。
- 足立委員 特別委員会を設置した場合、より専門的に深掘りしながらそれについて議論する委員会でもあるので、特別委員会でも委員会代表質問ができる規程としておくことでどうだろうか。
- 牛尾委員長 ほかにご意見は。
- 西田副委員長 特別委員会でもできるという規程は、それはそれでよいと思う。ただ常任委員会が市政一般、全般については三つの常任委員会網羅しているので、そういう意味では常任委員会だけでもできる気はしている。
- 牛尾委員長 今ある特別委員会は当委員会とまちづくりについてだが、議会改革について委員会代表質問をしたとして、誰が答弁するのか難しい。しかしできるという規程があればやる人はいるかもしれない。
- 下間書記 西田副委員長が言われたように、市の行政事務は三つの常任委員会で全て区切ることができる。その一部分を取り上げたのが特別委員会であ

る。特別委員会で代表質問ができるようにした場合は、特別委員会の委員の総意だと思う。しかし、それはほかの常任委員会の総意ではない。ただ、どうしても常任委員会と特別委員会とで被る案件がある中で、特別委員会の総意ではあっても常任委員会の総意ではないという点が少し気になる。

例えば、今の協働のまちづくり推進特別委員会も、総務文教委員会の所管の部分から調査案件を抜いて設置しているが、どうしても協働のまちづくりという点について、総務文教委員会の所管部分とは切り離せないところがある。特別委員会の総意での質問や考えが、総務文教委員会の総意ではない考えや方針ということもあり得るところが少し気になるが、そこをおおらかに、できる規程にするということなら可能かと思うが、どうしても執行部としては議会からの質問だと思ってしまうので、常任委員会の考えと特別委員会の考えが違うということがあり得るかもしれないという点が少し気になる。現実にはそうあることではないのかもしれないが、少し気になる点である。

牛尾委員長

チーム議会という考え方でこの特別委員会を運営しているので、書記の意見は傾聴に値する。これについては次の機会にまとめたい。

質問通告については、この流れで問題ないと思うが、よろしいか。答弁方法にも問題ない。

7番。委員会の代表として一般質問を行うので、個人一般質問もできる規程でよいではないかという意見が前回あったと思うが、これについてご意見をいただきたい。

足立委員

この表現であれば代表質問をされた方も個人一般質問を、代表質問で取り上げた部分以外についてはできると受けとめるので、これでよいかと思う。代表質問はどうしても自分の思いではない部分も含めて行われる可能性も十分考えられるので。

牛尾委員長  
村武委員

よいか悪いか。

委員会代表質問を行う議員は、その議会では個人一般質問はできないと書いてあると見てよいか。そこに所属する委員は個人一般質問するときは所属する委員会の代表質問と重複しない内容であればできるということか。

( 「はい」という声あり )

委員会代表質問を行う議員でも個人一般質問したい場合もあると思うので、やってよいと思うが。

牛尾委員長  
佐々木委員

重複しない場合にはできる規程ということか。

ここには完全にできない形で書いてある。緊急で一般質問で聞きたい場合もあると思うので、できるようにしていたほうがよい。

小川委員

このままでいくと、できる規程になってないか。委員会代表質問した内容と別ならできるという意味ではないのか。

下間書記

書き方がわかりにくかったようで申しわけない。前提として、「委員会

代表質問を行う議員は個人一般質問の通告は行わないこととする。」としている。「なお、委員会代表質問を行う委員会に所属する議員が一般質問をする場合はその代表質問と重複した質問でないといけない。」ということで、前提としてはできないとしている。

牛尾委員長

「代表質問と重複しない質問でなければならない」とあるから、重複しなければいけないのではないかと。

下間書記

それは委員会代表質問を行う委員会に所属する議員の話である。

牛尾委員長

皆できる規程を望んでおられるので、よろしくお願いします。

下間書記

記載の仕方がわかりにくく申しわけなかった。ではこの特別委員会としては、できるという規程にするということか。

牛尾委員長

委員はそのように望んでいるので、この問題については、できる規程でやるということで、そのかわり代表質問とは被らないという文言はあったほうがよいと思う。できる規程で。

下間書記

できるようにするという事は、同時に三つの委員会がやったときには今までより人数が増える可能性がある。人数が増えるのはよいが、ケーブルテレビなども日数が増えると録画放映の契約上増額になる可能性があるので、17時以降になってもよいと皆に了解してもらえらるならその部分に影響はないと思う。

今はコロナ禍で個人一般質問の時間が20分となっているが、このまま20分でもよいのではという声もある。実際に何分にするかは別のところで議論があると思うが、20分なら人数が増えても4日間で終わられるので影響はないかと思う。

牛尾委員長

会派代表質問がなくなるので、その分が浮くだろう。

下間書記

会派代表質問がなくなれば、個人一般質問にかかわると思う。今は会派代表質問をされる議員は個人一般質問ができない規程のため、会派代表質問がなくなれば個人一般質問をされるのではないかと思う。だから質問をされる方や日数的には変わらない。

牛尾委員長

持ち時間は規程があるからカットされるだろう。例えば6人以上の会派なら40分など、それが減るから。

下間書記

はい。ただ契約上は、時間ではなく日数ということだったので、日数を増やさず、1日の会議時間を長くしてということなら問題ない。

牛尾委員長

やってみないとわからないが、常任委員会を全会一致でやろうというのは年に1回あればよいくらいだと想定しているので。

下間書記

同じ時期に三つの委員会と一緒にということは、なかなかないと思う。調査、研究結果が出るのは各委員会ですれると思うので、そこはあまり心配しなくてもよいかもしれない。

牛尾委員長

一応、7番目の項目は、できるという規程で再度文言の整理をして次回にお示ししたい。それも含めて次回この委員会ですべてまとめたい。もう1回会派で議論してもらおうよう持ち帰ってほしい。

#### 議題4 その他

牛尾委員長

次回の日程を決めたい。

《 以下、日程調整 》

では次回は13日の10時から。宿題を忘れずによろしく願います。  
以上で特別委員会を終了する。

(閉議 11 時 36 分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により委員会記録を作成する。

議会改革推進特別委員会 委員長 牛尾 昭 ⑩